東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五四五、八八四円	五二八、一八六円	五二三、七六二円	五一〇、四八九円	五〇一、六四〇円	四八三、九四三円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
四七〇、六七〇円	四五七、三九七円

3　［略］

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百三十八円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千百五十二円を、それぞれ支弁する。

5　［略］

第七条の二　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百三十八円を支弁する。

3　［略］

第十一条　（宿泊費）　宿泊供与に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき二千十二円とする。

第十二条　（食事給与費）　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百三十四円とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五五〇、三九二円	五三二、五三二円	五二八、〇六七円	五一四、六七一円	五〇五、七四一円	四八七、八八一円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
四七四、四八五円	四六一、〇九〇円

3　［同上］

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千八十四円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千九十三円を、それぞれ支弁する。

5　［同上］

第七条の二　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千八十四円を支弁する。

3　［同上］

第十一条　（宿泊費）　宿泊供与に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千五百四十四円とする。

第十二条　（食事給与費）　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百十三円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和四年四月一日から適用する。